20 世紀を中心とする学術一次資料を提供する Gale のプラットフォーム アーカイヴズ・アンバウンド Archives Unbound ~占領期日本をケーススタディーとして~

センゲージ ラーニング株式会社

前回に続き、Gale の歴史資料を提供するプラットフォーム、Archives Unbound を利用したケーススタディーをご紹介します。今回は、占領期の日本を例に取り上げ、Archives Unbound でどのような資料がヒットし、それらの資料からどのようなことが分かるか、見てみます。

1945 年 8 月 14 日、日本はポツダム宣言を受諾、連合国に対して無条件降伏し、9 月 2 日に降伏文書に調印します。以後、1951 年にサンフランシスコ講和条約を締結し、翌年 4 月同条約の発効により主権を回復するまでの約 6 年 8 カ月間、日本は連合国の占領下に置かれます。この間、農地解放、財閥解体、



教育の民主化などの各種自由化・民主化政策が実施され、新憲法で主権在民、基本的人権、戦争放棄が定められるなど、戦後日本の政策基盤はこの時期に形成されました。現在、改めてこの時期の諸改革について、歴史資料に基づく検証作業が必要になっています。以下では、占領期の諸改革の中から、新憲法制定、戦争犯罪人の訴追、天皇の問題に焦点を当て、Archives Unbound に収録された資料を通じて、占領期の政策の一端を浮き彫りにします。

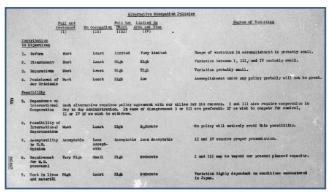
◆占領について調べる◆



まず占領自体について、どのような資料が収録されているか、調べてみます。上の検索条件で検索すると 6 件 ヒットします。その中の一つを見てみます。



米国国務省戦略事務局(Office of Strategic Services)研究分析課の「日本占領:範囲と期間に関する政策代替案」という32 ページの文書です。日付は1945 年 8 月 6 日、広島に原爆が投下された日です。その中に以下の表が出てきます。



【試訳】

				1	
	(I)完全·長期占領	(Ⅱ)非占領	(Ⅲ)完全・短期占領	(Ⅳ)限定的占領	
目的への寄与度					
1. 改革	最大	最小	限定的	非常に限定的	
2. 武装解除	最大	最小	犬	犬	
3. 賠償	最大	最小	犬	犬	
4. 戦争犯罪人の処罰	最大	最小	犬	小	
実行可能性					
5. 国際協力	どの代替案も連合国の協力を要する。ⅠとⅢは日常的運営における協力を要する。				
6. 国際的影響	最大	最小	大	中	
7.アメリカ国内世論の支持	犬	小	犬	小	
8. 軍政要員	非常に大	小	犬	中	
9. 人的・物的コスト	大	最小	犬	中	

来るべき日本の敗戦にそなえ、占領について4通りの案を出し、各案について目的への寄与度、実行可能性を検討したものです。この表は、レポートの要約部分に掲載されているもので、レポートには各案の詳細な分析も掲載されています。

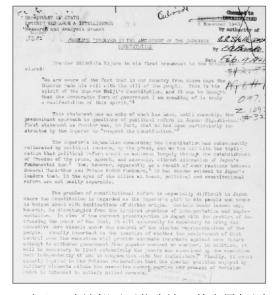
◆日本国憲法について調べる◆

constitution AND japan*	in	Document title	7
constitution AND Japan		Document the	

占領期の政策の中でも、日本国憲法は新しい国家の統治原理を定めたものとして、極めて重要な意味を持ちます。 1945 年 10 月、日本政府は憲法調査委員会を設置し、翌年 2 月、憲法改正草案を連合国最高司令官総司令部 (GHQ)に提示しますが、拒否されます。その後、GHQ 草案に基づく新憲法草案の起草が進行し、以後 1946 年 11 月 3 日に公布されるまで、GHQ の草案に基づき、憲法の起草作業を進めるという方向性は変わりませんでした。上記の検索式に基づき、新憲法に関する資料を見てみます。



同じく、国務省戦略事務局研究分析課の報告書です。日付は1945年11月2日、日本が降伏文書に調印した2か月後、憲法調査会の憲法草案がGHQに提出される3ヵ月前です。



日本国憲法の改正に関する諸問題

・・・・・・・憲法改革は、日本では特に困難を伴う問題である。日本では、憲法は天皇の人民への贈与とみなされているため、神聖な起源をめぐる様々な含みがテキストの周囲にまとわりついている。・・・・・現在の日本では、議会の権限を高めることが懸案となっているが、このことからも、選挙で選ばれた人民の代表の統制下に行政府を置くことの必要性は明らかである。また、議会による行政府の統制が実現しても、将来的に議会の統制をなくそうという試みが起きた時にそれを阻止する備えとなり得るか、あるいは、現在行政府が行使する権力を制限することが必要になるかについても、明らかに考慮に入れる必要がある。

日本人の憲法観が近代憲法の基本思想と相容れず、憲法改革が平坦には進みそうもないことが指摘されています。



TITLE: Policy Decision No. 6 - Principles Governing the Machinery for the Adoption of a

New Japanese Constitution

SOURCE: Records of the Far Eastern Commission DETAIL: 13 May 1946. 5pp.

COLLECTION : Records of the Far Eastern Commission, 1945–1952

<u>View Documentl</u> <u>Full Citation</u> <u>About this Collection</u>

極東委員会(Far Eastern Commission)の 1946 年 5 月 13 日付文書「第六政策決定 - 新しい日本の憲法採択のための手続きを支配する原則」です。極東委員会は、ワシントンに本部を置く日本占領政策の最高意思決定機関で、形式的には GHQ もその指揮下に置かれていました。委員会の構成国は、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連、中国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、オランダ、インド、フィリピンの 11 ヶ国です(その後、ビルマとパキスタンが加わり、13 ヶ国になりました)。すでにこの時点で、GHQ の草案に基づく新憲法草案の起草が進行していましたが、極東委員会も新憲法に対して一定の影響力を及ぼすために、各種文書を発表します。本文書もその一つです。

CRITERIA FOR THE ADOPTION OF A

NEW JAPANESE CONSTITUTION

The oriteria for the adoption of a now Constitution should be such as to ensure that the Constitution, when finally adopted, is, in fact, a free expression of the will of the Japanese people. To this end, the following principles should be observed:

a. Adequate time and opportunity should be allowed for the full discussion and consideration of the terms of the new Constitution.

b. Complete legal continuity from the Constitution of 1889 to the new Constitution should be assured.

o. The new Constitution should be adopted in such a manner as to demonstrate that it affirmatively expresses the free will of the Japanese people.

新しい日本の憲法採択のための基準

新憲法採択のための基準は、最終的に採用される際に日本国民の意思の自由な表現であることを確保するものでなければならない。この目的のためには以下の原則を守らなければならない

- a. 新憲法条文を十分に審議し検討するために然るべき時間と機会を確保しなければならない。
- b. 1889 年憲法から新憲法への完全な法的継続性を確保しなければならない。
- c. 新憲法は、日本国民の自由な意思を積極的に表現するものであることを示す形で採択されなければならない。

◆戦犯について調べる◆



1946年5月、極東国際軍事裁判(いわゆる東京裁判)が開廷、以降A級戦犯に有罪判決が下される1948年11月まで2年半に亘り、裁判が続きます。上の検索条件で検索すると、5件ヒットします。

TITLE: Policy Decision No. 2 - Apprehension, Trial, and Punishment of War Criminals
SOURCE: Records of the Far Eastern Commission
DETAIL: 3 April 1946. 11pp.
COLLECTION Records of the Far Eastern Commission, 1945–1952

View Document Full Citation About this Collection

極東委員会の1946年4月3日の文書「第二政策決定 - 戦争犯罪人の逮捕、裁判、処罰」です。裁判が開廷する1ヵ月前の文書で、裁判に対する政策指針を表明しています。



POLICY IN REGARD TO THE APPRECESSION, TRIAL AND PURISHMENT OF WAR CRIMINALS IN THE PAR EAST

- 1. The term "war crimes" as used herein, includes:
- a. Flanning, preparation, initiation or maging of a war of aggression or a war in wieletion of international treaties, agreements and assurances, or participation in a common plan compiracy for the accomplianment of any of the foregoing.
- b. Violations of the laws or oustoms of war. Such violations shall include but not be limited to marder, ill treatment or despotation to slave labor or for may other purpose of sivilian population of, or in, coopylet tearliery, marder or ill-treatment of prisoners of war or persons on the seas, or elawhere improper treatment of hostages, plunder of public or private proporty, wantom destruction of cities, towns or village or dewastation not justified by military necessity.
- o. Marder, extermination, englavement, deportation and other inhumane acts counitted against any civilian population, before or during the war or presentiates an political, racial or religious grounds in execution of or in connection with any crime defined begin whether or not in violation of the demestic laws of the sountry where perpetrated.
- 2. The offense seed not have been committed after a particular date to reader the responsible party or parties subject to errest but, in general, should have been committed since, or in the period immediately preceding the Mudden leaders of September 18, 1931. The preponderance of cases may be expected to relate to the years since the Lukouchian incident of July 7, 1937.
- 2. All gratticable measures should be taken to identify, investigate, apprehend, and detain all persons suspected of having committed wer orines, as defined in paragraph 1 above, and all persons whom any one of the United Matiens or Italy charges with such orines.
- 4. Suspected war orininals should be held in close confinement, without access to the press or other media of public information, and without distinction as to runk or position, as befits ordinary orininals.
 - 5. The Supreme Commander for the Allied Powers should have:

- 2. 戦争犯罪は一般的には、1931 年 9 月 18 日の満州事変以降、もしくは事変に直接先行する時期になされた行動を対象とするものでなければならない。また訴訟では、1937 年 7 月 7 日の盧溝橋事件以降の事実に優位が与えられるものと期待される。
- 3. 戦争犯罪を行なった疑いのあるすべての人物を特定、捜査、逮捕、勾留するために、あらゆる可能な手段を取らなければならない。

TITLE: War Criminals: Status of the Emperor

SOURCE: Records of the Far Eastern Commission

DETAIL: 13 January 1949. 8pp.

COLLECTION Records of the Far Eastern Commission, 1945-1952

View Document Full Citation About this Collection

同じく極東委員会の「戦争犯罪人:天皇の地位」という文書があります。1949 年 1 月 13 日ですから、すでに裁判は閉廷しています。

ENCLOSURE A

13 January 1949

(The following is for possible use in response to Press queries arising out of the EVENIMG STAR article on the subject of the exemption of the Emperor from indictment as a war orininal. Article attached.)

The U.S. directive to General MacArthur of 23 April 19L6 embodying

the Par Eastern Commission policy decision of 3 April 1946 on the

subject of Apprehension, Trial and Punishment of War Criminals in the

Far East carried the provision stated below:

Paragraph J of this directive shall not be construed to authorize any action against the Emperor as a war oriminal. You will take no action against the Emperor as a war criminal pending receipt of a special directive concerning his breatment.

The above provision was included in the U.S. directive on the express

instructions of the Far Eastern Commission.

「極東における戦争犯罪人の逮捕、裁判、処罰」に関する1946年4月3日の極東委員会の政策決定を具体化する1946年4月23日のマッカーサー元帥への合衆国指令は、以下の条項を伝える。

本指令の第3節は、天皇を戦争犯罪人として訴追する行動を承認するものとして解釈されてはならない。天皇の扱いに関する特別指令を受け取るまで、天皇を訴追してはならない。

天皇が戦争犯罪人としての訴追を免除された経緯について、新聞から問い合わせを受けたことに対する回答として提出された文書です。先に紹介した 1946 年 4 月 3 日「第二政策決定 - 戦争犯罪人の逮捕、裁判、処罰」の第 3 節「戦争犯罪を行なった疑いのあるすべての人物を特定、捜査、逮捕、勾留するために、あらゆる可能な手段を取らなければならない。」が天皇には適用されないことが、1946 年 4 月 23 日、すなわち東京裁判が開廷する 1 ヵ月前のマッカーサーへの合衆国指令で決定されていたことを示しています。

◆天皇について調べる◆



天皇の地位は、明治憲法における国家元首・統治権の総攬者から、日本国憲法における国民統合の象徴へと、大きく変わりました。地位が大きく変化した天皇について、占領期の文書がどのような記録を残しているか見てみます。



1946年5月29日付、極東委員会の「天皇の巡行の効果に関する連合国総司令部への諮問」と題した文書です。天皇は戦後直後の1946年から全国各地を巡行します。この文書は、極東委員会がその効果を連合国総司令部に諮問したものです。

ENCLOSURE CONSULTATION WITH THE SUPREME COMMADDER FOR THE ALLIED FORESS ON THE EFFORT OF THE TOURS OF THE TRANSFER EMPERSOR EMPE

The far Eastern Conmission requests the chairman to obtain the views of the Supreme Commander for the Allied Powers on the effect that the recent tours through the country which the Japanese Emperor undertook during the pre-election compaign have had on the Japanese people. Have these tours encouraged the Japanese either to eliminate the institution of the Emperor or to reform the institution along more descerate lines? Should such tours be conducted again during the period of consideration of the Constitution, what would be their effect, in the opinion of the Supreme Commander for the Allied Powers; on the relationship between the people and the Emperor?

日本の天皇が最近行なっている全国巡行が日本国民に対して及ぼす効果について、極東委員会は連合国総司令部の見解を確認することを議長に要請する。この巡行が日本国民をして天皇制を廃止する方向へ促すのか、それとも民主主義に即した天皇制の改革という方向へ促すのか。このような巡行を、憲法を検討する時期に再度行うべきなのか、巡行は人民と天皇の関係にどのような影響を及ぼすのか。

◆吉田茂について調べる◆



吉田茂は、戦後直後の1946年から1954年まで5回に亘り内閣を組織し、GHQとも折衝を行ない、サンフランシスコ講和条約を締結した占領期の日本を代表する人物です。吉田茂に関する文書を調べてみます。

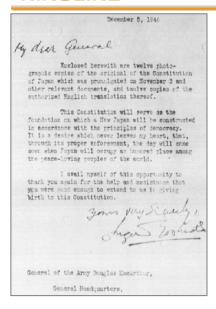
TITLE: Constitution: Letter of Transmittal from Premier Yoshida to General MacArthur (December 5, 1946): Documents Related to the Promulgation of the Constitution, Together with Documents Transmitted

SOURCE: Records of the Far Eastern Commission
DETAIL: December 5, 1946, 199pp.

COLLECTION Records of the Far Eastern Commission, 1945–1952

View Document Full Citation About this Collection

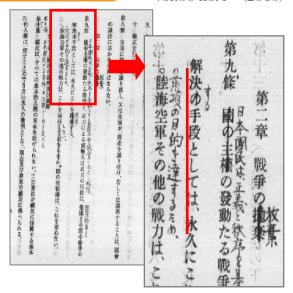
1946 年 12 月 5 日付、極東委員会の文書「憲法: 吉田首相からマッカーサー元帥への書簡: 憲法公布に関する文書」です。1946年11月3日、日本国憲法が公布されましたが、その1ヵ月後に首相の吉田茂から GHQ のマッカーサーに送られた書簡です。



11月3日に公布された日本国憲法 原文の12本の複写と関連文書、並 びに正式な英訳の12本の複写を 同封致します。

本憲法は、新生日本が民主主義の 原理に従い建設される際の基礎と なるものです。その適切なる施行を 通じて、日本が平和を愛する諸国 民の中で名誉ある地位を占める日 がくることを願って止みません。

本憲法誕生に際して閣下が私ども に差し伸べて下さったご支援とご助 カに対して、この機会を使って改め て謝意を表します。



文書は 199 ページに及びますが、書簡はわずか 1 ページです。残りは、憲法原文の複写や正式な英訳の複写で占められています。複写を見ると、様々なバージョンがあることが分かります。日本国憲法は制定時、文言の追加、削除、訂正など、様々な修正が施されましたが、この文書にはその修正の跡も記録されています。たとえば、第 9 条第 2 項の冒頭「前項の目的を達するため」は修正の過程で追加された文言で、芦田修正として有名なものですが、この部分が手書で書き込まれているのが分かります。

TITLE: OCD Report 3767; Biographic Reports on the Members of the Yoshida Cabinet Appointed in May 1946

SOURCE: Department of State: Office of Strategic Services/Bureau of Intelligence and Research Intelligence Reports, 1941-1961

AUTHOR: State Dept. Office of Intelligence Collection and Dissemination. Div. of Biographic Intelligence.

DETAIL: Washington, D.C., June 14, 1946, 78pp.

COLLECTION Country Intelligence Reports on Japan

View Document Full Citation About this Collection

米国国務省戦略事務局研究分析課の「1946年5月に指名された吉田内閣の閣僚に関する伝記的報告」という文書です。1946年5月、第一次吉田内閣が成立しましたが、その閣僚一人一人について、来歴を詳しく報告しています。特に、内閣総理大臣の吉田については、13ページを費やして報告しています。

Summary:

As a career diplomat, YOSHID. Shigers served in the United States and Great Britain where he spent great energy in cultivating ingle-Japanese and Japanese-inerican friendship. His close family relationship to Gount HUMINO and his courageously outspoken pro-British sentiments in 1940 are reported to have made him persona non grata with the militarists. On the other hand, while Vice-Minister of Foreign Affairs in the IJHAM. cabinet, he wriged the necessity for Japanese expansion to his inserican and British friends. He also served in the Education Ministry of the KOISO cobinet as Inspector of Education. Selected as a compromise premier following the disqualification of HLOYAM. Inhire, YOSHID, succeeded in forming a cabinet and was later inducted as President of the Liberal party despite considerable opposition from party members. Ho is apparently unpopular among the Japanese and is commonly referred to as the "undiplomatic diplomate."

キャリア外交官として、吉田茂はアメリカとイギリスで務めを果たし、日英友好と日米友好の絆を深めることに精力的なエネルギーを費やした。岳父・牧野伯爵との関係、1940年においても親英感情を隠そうとしなかったため、軍人のあいだでは「好ましからざる人物」とみなされていた。・・・・・・鳩山一郎の公職追放後、内閣を組閣、党内の多数の反対派を抑え、自由党の総裁に就任した。吉田は日本人のあいだでは明らかに不人気であり、一般には「外交官らしからぬ外交官」とみなされている。

今回、ご紹介した資料は、Archives Unbound の以下のコレクションに収録されています。

極東委員会の記録、1945-1952年

Records of the Far Eastern Commission, 1945-1952

戦後日本の統治と再建を監督する日本占領政策の最高意思決定機関として設立された極東委員会の全活動を余すところなく記録しています。1945年モスクワで設立された同委員会は、米国、英国、ソ連、中国など11ヶ国代表で構成されていました。ポツダム宣言で定められた敗戦国日本の義務にしたがって政策を立案すること、連合国最高司令官総司令部に諮問することを主要な任務とし、賠償、経済・金融問題、憲法・法制度改革、民主的傾向の強化、戦争犯罪人、在日外国人、日本の武装解除の7つの小委員会が個別問題を扱いました。

各国諜報レポート:日本

Country Intelligence Reports on Japan

米国国務省に関わる各種報告、研究、概観を収録する各国諜報レポートシリーズは、覚書から詳細な研究まで、幅広く報告書を収録しています。また、扱われている主題も、個々の商品から個々の国から特定地域の政治的、経済的特徴まで、さまざまです。本コレクションは1941年から1947年までの日本に関する情報を収録しています。

掲載商品のすべてのコンテンツと機能をお試しいただける 1 ヵ月の無料トライアルを受け付けております。 掲載の商品・サービスに関するお申し込み、お問い合わせは、株式会社 紀伊國屋書店 学術情報商品部 雑誌・電子商品課(電話:03-6910-0518、ファクス:03-6420-1359、e-mail:online@kinokuniya.co.jp)までお願い致します。

お預かりした個人情報は、弊社規定の「個人情報取扱方針」http://www.kinokuniya.co.jp/06f/gaiyo6.htm に則り、取り扱わせて頂きます。